

狂犬病の予防注射を受けましょう

問 住民生活課環境係 ⑤番窓口 TEL 64・1102



犬の飼い主になったら、まず初めにするのは犬の登録と狂犬病予防注射です。狂犬病に感染した犬は、ほかの犬や人にも狂犬病を感染させる恐れがあるため、飼い犬や自分自身を守るためにも必ず予防注射を受けましょう。毎年春頃に狂犬病の集団接種を実施します。

犬の登録手続き(生涯に1回)

犬を飼い始めたときには登録手続きが必要になります。

登録手数料：3,000円

飼い主の変更や引越しの時、犬が亡くなったときはそれぞれ届出が必要です。忘れないように提出してください。

狂犬病予防注射(毎年1回)

生後91日以上すべての犬に年1回の予防注射が義務付けられています。必ず受けるようにしてください。

狂犬病予防注射料金：2,700円
注射済票：550円

*すでに飼い犬が亡くなっている方は環境係までご連絡ください。
*犬の登録、狂犬病の予防注射は動物病院でも受けることができます。

迷惑な野良猫から地域猫へ

問 住民生活課環境係 ⑤番窓口 TEL 64・1102

「猫による迷惑を減らしたい」

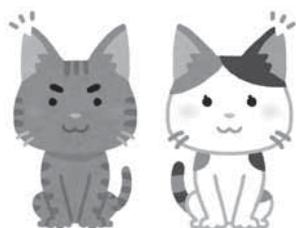
「殺処分される不幸な猫を減らしたい」という2つの思いから生まれたのが「地域猫対策」です。地域猫対策では、猫を排除するのではなく命あるものと捉え、増えないように不妊去勢手術を施して上手に管理しながら、その数と環境被害を減らしていく対策です。

地域猫を管理する住民主体の具体的な取り組み

- ① 不妊去勢手術をする
- ② 時間を決めてエサやりをしてすぐに片づける
- ③ 他の場所に排泄しないようにトイレを設置する
- ④ 周辺の住民へ説明するよう努めるなどのルールを守って猫を管理する

猫が嫌いな方やアレルギーを持つている方の立場も尊重し、猫からの被害を受けない対策も同時に実施していかねばなりません。皆さんも地域猫対策に取り組んで、迷惑な野良猫から地域猫へ生まれ変わらせてみませんか？

動物を飼い始めたら
最期まで責任をもって
飼いましょう



右耳がカットされているのはオス猫
左耳がカットされているのはメス猫

*地域猫対策について知りたい方は、
湯浅保健所衛生環境課 (TEL 64・1293)
までご相談ください。